

令和6年12月2日

第103回安来市議会定例会
(令和6年・令和7年)

12月定例会議議案

第103回安来市議会定例会・12月定例会議案目次

- 議第3号 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第4号 安来市庁舎等整備基金条例等を廃止する条例制定について
- 議第5号 安来市過疎対策事業債等償還基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第6号 安来市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議第7号 安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第8号 財産の取得について
- 議第9号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 議第10号 令和6年度安来市一般会計補正予算（第7号）（別冊）
- 議第11号 令和6年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（別冊）
- 議第12号 令和6年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（別冊）
- 議第13号 令和6年度安来市水道事業会計補正予算（第2号）（別冊）
- 議第14号 令和6年度安来市下水道事業会計補正予算（第2号）（別冊）
- 報第2号 議会の委任による専決処分の報告について
- 報第3号 一般財団法人安来ふるさと公社の経営状況説明書について

議第3号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年安来市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
市長	1 安来市福祉医療費助成条例(平成 17 年安来市条例第 28 号)に基づく医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「福祉医療費助成事務」という。)
	2 安来市子ども医療費助成条例(平成 17 年安来市条例第 29 号)に基づく医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)
	3 安来市精神障害者通院医療費助成要綱(平成 16 年安来市告示第 47 号)に基づく医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「精神障害者通院医療費助成事務」という。)
	4 安来市日常生活用具の一部助成に関する要綱(平成 16 年安来市告示第 51 号)に基づく身体障害者日常生活用具費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「身体障害者日常生活用具費助成事務」という。)
	5 安来市人工透析患者通院費の一部助成に関する要綱(平成 21 年安来市告示第 53 号)に基づく通院費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「人工透析患者通院費助成事務」という。)

6	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)
7	安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成 19 年安来市告示第 111 号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)
8	安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和 4 年安来市告示第 73 号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)
9	安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成 17 年安来市告示第 122 号の 2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)
10	安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成 20 年安来市告示第 32 号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事業事務」という。)
11	安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成 27 年安来市告示第 20 号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)
12	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)及び健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に準じて実施するミニドックの自己負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの(以下「ミニドックの自己負担金の免除に関する事務」という。)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	1 福祉医療費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等給付関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報 (7) 身体障害者関係情報 (8) 精神障害者関係情報 (9) 島根県が交付する療育手帳に関する情報 (10) 国民健康保険関係情報 (11) 後期高齢者医療関係情報 (12) 子ども医療費助成関係情報
	2 子ども医療費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等給付関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報 (7) 国民健康保険関係情報 (8) 福祉医療費助成関係情報

3 精神障害者通院医療 費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 介護保険関係情報 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)による自立支援医療の支給決定状況に関する情報
4 身体障害者日常生活 用具費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 介護保険関係情報 (4) 安来市障害者地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付決定状況に関する情報
5 人工透析患者通院費 助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 介護保険関係情報 (5) 障害者総合支援法による自立支援医療の支給決定状況に関する情報

6 外国人保護に関する事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報
7 地域生活支援事業給付費等支給事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 介護保険関係情報
8 不妊治療費等助成事務	健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの
9 社会福祉法人等による利用者負担額助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報
10 高齢者地域支援事業事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報
11 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報
12 ミニドックの自己負担金の免除に関する事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報

		(2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 精神障害者関係情報 (5) 福祉医療費助成関係情報
13	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 外国人生活保護関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療関係情報 (4) 介護保険関係情報
14	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 中国残留邦人等給付関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 (4) 介護保険関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号

安来市庁舎等整備基金条例等を廃止する条例制定について

安来市庁舎等整備基金条例等を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市庁舎等整備基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安来市庁舎等整備基金条例（平成16年安来市条例第73号）
- (2) 安来市義務教育施設整備基金条例（平成16年安来市条例第79号）
- (3) 安来市安来節振興基金条例（平成18年安来市条例第6号）
- (4) 安来市廃棄物処理施設整備基金条例（平成21年安来市条例第34号）
- (5) 安来市社会教育施設等整備基金条例（平成22年安来市条例第30号）
- (6) 安来市公園緑地整備基金条例（平成24年安来市条例第5号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 5 号

安来市過疎対策事業債等償還基金条例の一部を改正する条例制定について

安来市過疎対策事業債等償還基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市過疎対策事業債等償還基金条例の一部を改正する条例

安来市過疎対策事業債等償還基金条例（平成 29 年安来市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 号

安来市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

安来市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

安来市子ども医療費助成条例（平成 17 年安来市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改め、同条第 4 項ただし書中「次の各号に掲げる者」を「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安来市子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 4 項の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第 2 条第 1 項各号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第 4 条の規定による資格証の交付に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議第 7 号

安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(安来市単独住宅条例の一部改正)

第1条 安来市単独住宅条例（平成16年安来市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	所在地	建設年度	構造	戸数
上山佐住宅	安来市広瀬町上山佐 604 番地 7	昭和 55 年・ 58 年	木造	2 戸
西比田住宅	安来市広瀬町西比田 1598 番地		木造	2 戸
栄町ハイツ 1 号棟	安来市広瀬町町帳 27 番地 2	平成 5 年	鉄骨造	4 戸
栄町ハイツ 2 号棟	安来市広瀬町町帳 27 番地 2	平成 7 年	鉄骨造	4 戸
栄町ハイツ 3 号棟	安来市広瀬町町帳 27 番地 2	平成 6 年	鉄骨造	4 戸
栄町ハイツ 4 号棟	安来市広瀬町町帳 22 番地 1	平成 6 年	鉄骨造	4 戸

(安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表第1大塚地区の部昭和46年の項中「18戸」を「16戸」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年安来市条例第 59 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

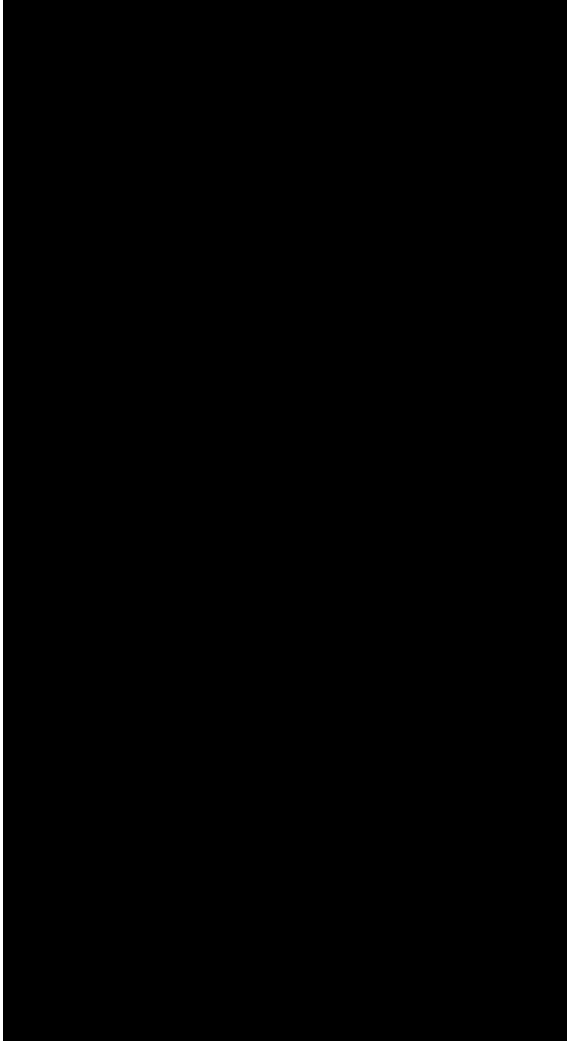
安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 取得の目的 林業人材育成拠点整備事業用地
- 2 場 所 安来市伯太町安田中 8 1 8 番 4 ほか 8 4 筆
- 3 取得面積 1 1 4, 1 0 3. 2 4 平方メートル
- 4 契約の金額 一金 2 4, 4 6 1, 6 3 7 円
- 5 契約の相手方の住所・氏名



船越 修司
船越 健記
高橋 賢
野坂 栄子
田中 久義
山本 博
細田 武志
高橋 美知夫
高田 直政
小松原 祐二



長谷川 富美子

宇名手 盛男

高橋 重雄

千代田 幸生

高橋 保

岩崎 明正

小松原 和之

宇名手 英余

千代田 良和

則本 安子

宇名手 由美

安田中区

代表者 千代田 智之

山本 幸信

高橋 宏介

加納 翠

安来市土地改良区

理事長 田中 武夫

議第 9 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 5 年 1 0 月 1 8 日に契約金額の変更について専決処分した、令和 4 年 1 2 月 1 4 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」（議第 2 0 号）の一部を次のとおり変更したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

「布部発電所発電施設機器製作据付工事」の変更後の契約の金額「一金 2 1 7, 5 4 3, 3 6 2 円」を「一金 2 2 9, 7 6 0, 5 0 0 円」に変更する。

報第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和6年11月8日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 85,626円
- 2 事故発生年月日 令和6年10月7日
- 3 事故発生場所 安来市黒井田町 自動車販売店 敷地内
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 午前10時15分頃、総務部総務課職員が当該敷地内の駐車場に前進で駐車し、退場の際にバックしたところ、相手方車両に接触し、車両右側面スライドドア後部側にへこみが生じた。
- 6 事故処理方法 示談による処理

報第3号

一般財団法人安来ふるさと公社の経営状況説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
一般財団法人安来ふるさと公社の経営状況説明書を、別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日 提出

安来市長 田 中 武 夫